

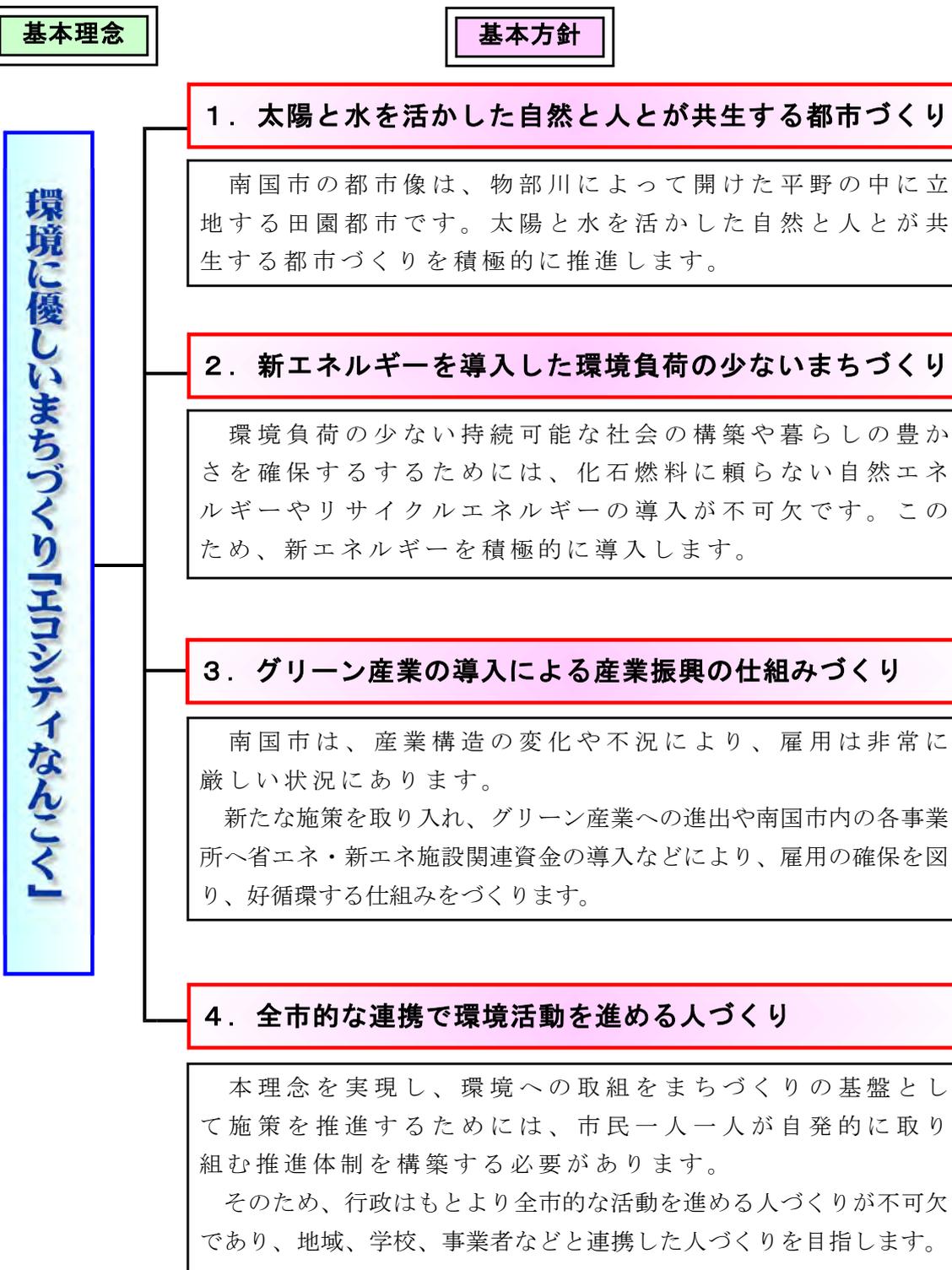
第四章

温室効果ガス削減の重点施策

第四章 温室効果ガス削減の重点施策

1. 基本理念と基本方針

本計画の基本理念として、『環境に優しいまちづくり「エコシティなんこく」』を掲げ、以下に示す基本方針をもとに対策施策を設定します。



2. 第3次南国市総合計画

基本構想(抜粋)

第1章 新しいまちづくりの重点方向

重点方向1 市民と行政の役割分担を見直し、市民と築く地域協働のまちづくりを進めます

地方分権、地域協働のまちづくりの時代に対応し、これまでの施策・事業の進め方を根本から見直し、公から民への事業移管や行政主導のまちづくりから地域協働・住民自治の地域づくりへの転換等を積極的に進めます。同時に、行財政改革を徹底し、効率的な行政組織、開かれた行財政運営の確立に努めます。

重点方向2 市民が強く望むあらゆる分野にわたる健康・安心のまちづくりを進めます

世界的な異常気象に加えて身近にも南海地震、東南海地震の発生が予測されるなど、市民の自然災害からの安全確保の意向は、近年特に大きくなっています。さらに、市民の環境保全への関心の高まりや安全・安心な食・食育への意識の高まり、超高齢社会への不安などにも対応し、災害に強い防災まちづくりや健康福祉対策の充実等を積極的に進めます。

重点方向3 少子化に対応し、次代を担う若者の定住を促すまちづくりを進めます

今回実施したアンケート結果をみても、若年層の回答の顕著な特徴として、中高年層の回答に較べて特に児童福祉・子育て支援や学校教育・幼児教育環境の充実、公園緑地やスポーツ・レクリエーション環境の充実、さらには道路・交通環境の充実等に大きなニーズがあることがわかりました。次代を担う子ども達や後継者・若者達が南国市に住んでいきいきと活動し、南国市に住んで良かったと思うことができるよう、より一層子育て支援や教育・文化・スポーツ環境等の充実に積極的に取り組みます。

重点方向4 市民所得を増やし、まちの自立度を高める広域産業拠点のまちづくりを進めます

国と地方財政の三位一体改革等により本市の財政状態は極めて厳しく、しかもこの状態は今後も続くと思込まれます。必要な施策事業や行政サービス水準の維持・確保を図るためには、税収を着実に増やしていくことが必要であり、恵まれた広域交通条件を生かした企業誘致活動の積極的な展開や大学・高専等が立地する優位性を生かした産学官の連携による新産業の創造、さらには高付加価値農業のまちづくり等を今後とも一層強力に取り組みます。

第3章 将来像実現のための基本施策の方向

まちづくりの将来像「みんなで築く 健康で安心な いきいき文化交流・産業拠点のまち
—いきいき なんこく みんなで築く協働のまちづくり」の実現を図るため、次のとおり5つの
基本施策を定めます。

基本施策1 市民と築く「協働のまちづくり」

基本施策2 安全で利便性の高い「快適環境のまちづくり」

基本施策3 安心して生涯を託せる「健康福祉のまちづくり」

基本施策4 ところ豊かにふれあう「文化交流のまちづくり」

基本施策5 活力あふれる「産業拠点のまちづくり」

基本計画(抜粋)

第2章 安全で利便性の高い「快適環境のまちづくり」

3. 環境保全、景観形成、公園・緑地の整備

現状と課題

近年、地球温暖化やオゾン層の破壊などの地球環境問題が一層深刻化しているほか、ダイオキシン類や環境ホルモンなどの化学物質による新たな環境問題が発生しており、人体への影響や生物の発育障害等が懸念されています。

一方、貴重な自然とともに、都市周辺地域の開発が進むなかで減少している身近な緑地や水辺環境については、自然とのふれあいへのニーズの高まりや多様な生物の生息・生育空間としての重要性から、その保全が課題となっています。

このため、市民一人ひとりがふるさと景観や自然環境の保全意識を深めていくとともに、環境に配慮した生活様式を積極的に取り入れるなど環境への負荷の少ない資源循環型社会への転換を進めていく必要があります。

5. 環境衛生とリサイクル対策の充実

現状と課題

本市の一般廃棄物収集運搬業務は、昭和48年に直営から業者委託に切り替わり、更に、昭和54年からの金属ごみ分別収集開始以来、水銀、ビン類、紙類、ペットボトル、プラスチック容器包装類と、資源化を目的に分別収集項目を増やし広く市民にご協力を願っているところです。これまでも資源化、分別化を推進し可燃ごみの減量を図っていますが、多様化する市民ニーズの前には十分対応しきれていないのが現状です。平成17年度には、家庭用可燃ごみの処分手数料（ごみ袋代金）の値上げを行い、逼迫する本市財政に市民負担をお願いしたのも、一つには可燃ごみの減量、資源化へのシフトを促進す

るためでもあります。収集、処分ばかりでなく、これからもごみ減量の根幹を占めるリデュース（3R事業のうち「排出抑制」）に重点を置いた事業推進が必要です。

平成13年4月、廃棄物処理法が改正され野焼き行為には特別な場合を除き、罰則がかかることになり、更に、基準を満たさない焼却炉での焼却は違法となりました。さらに、循環型社会形成に向けてのリサイクル推進により、家電4品目（テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、洗濯機）家庭用パソコン、自動車と種々のリサイクル法が施行され、リサイクル料金負担が消費者にかかっています。これらにより、野焼き対策、海岸への漂着ごみの処理対策、不法投棄対策等が大きな課題となっており、パトロール体制の充実など対応が急務となっています。

し尿処理については、施設の老朽化、処理能力の限界等に直面しており、汚泥再生処理施設の整備とあわせて早急な対応が必要となっています。

8. 道路・交通網の整備

現状と課題

本市の道路網は、四国横断自動車道南国ICから市域の中央を南北に縦貫する国道32号、それに接続して東西に国道55号を中心に、県道16号線（主要地方道6路線、一般県道10路線）、市道973路線によって構成されており、国道32号、55号及び主要地方道県道南国インター線他5路線が主要な幹線道路となっています。

本市ではこれまで、関係機関と連携しながら道路網の整備を計画的に進めてきましたが、交通量の増加や車両の大型化、そして高齢化が進む中で、より一層安全で便利な道路網・道路環境の整備が求められています。また、広域交流基盤の強化のため、整備が進められている四国横断自動車道へのアクセスの一層の向上、東部自動車道（国道55号高知南国道路）の早期完成、中心市街地の拠点機能の強化を見据えた道路網の整備が課題となっているほか、環境・景観に配慮したうまいある道づくりが課題となっています。

さらに、本市における公共交通機関として、JR土讃線やごめん・なはり線に加え、路面電車（土佐電鉄）やバス路線等の運行の充実についても検討していく必要があります。

第4章 ころ豊かにふれあう 「文化交流のまちづくり」

1. 生涯学習体制の充実と活動の推進

現状と課題

近年の社会変化の速さや地球的規模で進む自然環境破壊の顕在化、少子・高齢社会の到来などを背景として、市民の学習ニーズは高度化、多様化しており、生涯学習体制の充実と活動の推進にあたっては、従来にも増して社会教育分野の領域を超えた総合的な施策の実施が必要になっています。

このため、全市的な生涯学習推進体制の構築を図るとともに、多様に進められている学習活動の情報を集約し、これを分野ごとに体系化して広く市民に情報提供する機能や、各分野の指導者の確保・登録・派遣システムの確立など、各分野を横断する総合的な生涯学習支援体制等の確立を図る必要があります。

第5章 活力あふれる「産業拠点のまちづくり」

1. 工業の振興

現状と課題

本市の産業別総生産額の1位は製造業が占めています。しかし、これまで農機具を作る工場が集積し、発展してきた本市の工業も、今では農機具会社で働く人も次第に減少し、近年の出荷額では農機具などの「一般機械」より「電子・デバイス関連」が占める割合が大きくなっています。その影響から、事業所数・従業員数が微減、横ばいしている中で、出荷額は平成13年を底とし、大幅に伸びてきています。既存企業について総体的に言えば、資材の単価は高騰しているにも関わらず、受注単価は依然厳しく利益が薄い状態で、業種によって、バラツキは大きく、厳しい状況は継続しています。そのため、これからの地域間競争を生き抜くためには、既存企業への受注を確保するとともに、特定受注先への偏重を再編し、企業力の強化と人材の育成が必要とされています。

一方で、大学、高専や研究機関などから将来的に有望なシーズが実現化し始めており、今後産学官の連携を強化し、市勢浮場のために本市に新たな産業を創る必要があります。

さらに、企業誘致は徐々に進んでいますが今後進出できる土地がなくなることが予想され、そのため、新たな産業団地整備の検討も必要とされています。

3. 市民、事業者、市が取り組むべき行動

①市民の役割と取り組むべき行動

(1) 今すぐに行える行動

対 象	具 体 的 な 行 動
家電製品などを使う ときの心がけ	<ul style="list-style-type: none"> ◆暖房は 20℃、冷房は 28℃を目安に温度設定する ◆衣服を調整して冷暖房を控える(クールビズ、ウォームビズ) ◆冷暖房機器は無駄につけっぱなしをしない ◆電気カーペットは部屋の広さや用途にあったものを選び、温度をこまめに調節する ◆人のいない部屋の照明は、こまめに消灯する ◆テレビをつけっぱなしにしたまま、他の用事をしないようにする ◆電気製品は、使わない時はコンセントからプラグを抜き、待機時消費電力を少なくする ◆家族が同じ部屋で団らんし、冷暖房と照明の利用を減らす ◆環境家計簿をつける
食事や料理、キッチンでの心がけ	<ul style="list-style-type: none"> ◆食材を必要以上に買わない、料理しない ◆産地に近い食材を購入する ◆生ごみは水気をよく切って捨てる ◆コンポスト容器、生ごみ処理容器を導入する ◆食器洗い乾燥機を使用する時は、まとめて洗い、温度調節

	<p>もこまめにする</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆洗いものをする時は、給湯器の温度設定をできるだけ低くする ◆冷蔵庫の設定温度は季節ごとに調整する ◆冷蔵庫にものを詰め込み過ぎないようにする ◆冷蔵庫は壁から間隔をあけて設置する ◆冷蔵庫の扉は開閉を少なくし、開けている時間を短くする ◆煮物などの下ごしらえは電子レンジを活用する ◆電気ポットは低温で保温し、必要に応じて再沸騰する ◆電気ポットは夜間など、長時間使わない時には、コンセントからプラグを抜く
外出するときの心がけ	<ul style="list-style-type: none"> ◆エコドライブ 14 を実施する ◆アイドリングストップを実施す。 ◆外出時は、できるだけ車に乗らず、電車・バスなど公共交通機関や、自転車を利用する ◆タイヤの空気圧は適正に保つ ◆無駄な荷物を積んだまま運転しない
浴室や洗面所、トイレでの心がけ	<ul style="list-style-type: none"> ◆洗濯する時は、まとめて洗う ◆風呂の残り湯を洗濯に使いまわす ◆お風呂は、間隔をおかずに入るようにして、追い焚きをしないようにする ◆シャワーのお湯を流しっぱなしにしない ◆温水洗浄便座は温度をひがえめに設定し、使わない時はふたを閉める
買い物のときの心がけ	<ul style="list-style-type: none"> ◆自分の買い物袋を持っていく ◆包装の少ないものを選ぶ ◆不要なものを買わない ◆服や鞆、靴、家具などエネルギー消費を伴わないものについては壊れたときは修理してできるだけ長く使用する ◆リサイクル商品を購入する ◆洗剤や化粧品などは、中身の詰め替えができるものを選ぶ。 ◆リターナブル瓶を使う ◆エコマーク商品の購入
ごみを出すときの心がけ	<ul style="list-style-type: none"> ◆ごみの削減、ごみ出しルールを遵守する ◆4 R を意識して、ごみの資源回収に協力する ◆家電リサイクル法等を遵守する
地球温暖化を知る心がけ	<ul style="list-style-type: none"> ◆テレビや新聞、書籍などがら地球温暖化に関する情報を得る

(2) 家の新築・増改築時、家電製品、自動車等を買うときの行動

対 象	具 体 的 な 行 動
家電製品などを新たに買うとき、買い換えるときの心がけ	<ul style="list-style-type: none"> ◆家電製品（エアコン、テレビ、冷蔵庫など）を買い換えるときは、エネルギー効率の優れた商品を購入する ◆冷蔵庫を買うときは、温室効果防止に有効な“ノンフロン型”冷蔵庫を購入する ◆エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機を廃棄するときは、「家電リサイクル法」に従い、家電小売店に引き取ってもらう ◆白熱球を電球型蛍光灯やLED照明に買い換える ◆給湯器を買い換えるときは、効率の優れたタイプのものや、高効率給湯器（エコキュート、エコジョーズなど）を購入する ◆自動車を買うときはクリーンエネルギー自動車や燃費の良い車を選ぶ
家を建てる時、リフォームするときの心がけ	<ul style="list-style-type: none"> ◆省エネルギー型住宅の建築・改築（高断熱、壁面緑化、ロールスクリーンなどを導入）をする ◆太陽光発電システムや太陽熱温水器などを導入する ◆高効率給湯器（エコキュート、エコジョーズなど）を導入する ◆複層ガラスなど、窓を断熱する ◆緑化への心がけ（緑のカーテン、屋上緑化の導入、敷地内の緑化〔ベランダ緑化、植栽、生垣、ガーデニングなど〕）

②事業者の役割と取り組むべき行動

(1) 事業者共通の行動

対 象	具 体 的 な 行 動
エネルギー管理など	<ul style="list-style-type: none"> ◆省エネルギー診断を実施し、エネルギー管理の意識を強化する
高効率機器の導入や機器の高効率化	<ul style="list-style-type: none"> ◆省エネルギー型の機器・設備を導入し、エネルギー管理を行うとともに、エネルギー改善を行う （高効率照明及び安定器、高効率変圧器、高効率空調機、業務用コージェネレーション、省エネルギー型自動販売機等） ◆空調・給湯熱源の省エネルギー化を図る ◆エレベーター、冷却水ポンプ、熱搬送ポンプなどのインバータ化を実施する ◆太陽光発電、太陽熱温水器、風力発電などの再生可能エネルギーを導入する ◆低燃費車やクリーンエネルギー自動車を導入する （自動車を購入する際は、排気量の小さい車、低公害車や燃費のよい車を選ぶ）

施設・設備の運用管理	<ul style="list-style-type: none"> ◆空調温度を適正に保つ（夏季：28℃、冬季：20℃） ◆窓を開けて外気冷房する ◆電気設備等の適正な運転管理と保守点検を実施する ◆自動販売機の省エネルギー運転を実施する
自動車の利用	<ul style="list-style-type: none"> ◆自転車や公共交通機関（鉄道・地下鉄・バス）の利用を促進する ◆エコドライブを実施する ◆タイヤの空気圧は適正に保つ ◆無駄な荷物を積んだまま運転しないようにする ◆車両の維持管理や、定期的な点検・整備を実施する ◆効率的な輸送経路、共同輸送配送などにより物流の効率化を図る
4 R の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆産業廃棄物、事業系一般廃棄物の削減と分別を徹底し、リサイクルを実施する ◆産業廃棄物の処理業者、処分ルート、処理方法などについて把握し、不法投棄や不正な処理を防止する ◆飲食店などでは残った食品を堆肥化・飼料化し減量化する

(2) 製造業での対策

対 象	具 体 的 な 行 動
製品等の製造	<ul style="list-style-type: none"> ◆製造工程の効率化、余分な原料使用の削減 ◆環境配慮商品・省エネルギー商品の開発・製造(リサイクル、再使用可能、省エネルギー機器、長寿命製品など)

(3) 事務所等での対策

対 象	具 体 的 な 行 動
事務所等での活動	<ul style="list-style-type: none"> ◆不使用室の消灯、昼休みの消灯を実施する ◆冬季以外は給湯を停止する ◆夜間、休日は自動販売機を停止する ◆ブラインド等により温度・照明を調節する ◆クールビズ、ウォームビズを実施する ◆不要な印刷やコピーの抑制、両面コピー、裏面利用等で紙使用量を削減する ◆休日及び夜間のエレベーターの運転台数を調整する ◆パソコンをつけっぱなしにしない

(4) 店舗等での対策

対 象	具 体 的 な 行 動
商品・サービスの説明・販売	◆環境配慮商品・省エネルギー型商品の紹介及び販売を行う
店舗での取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ◆過剰な包装・梱包を見直し、できる限り包装を簡素化する ◆レジ袋の削減・マイバッグの推進

③市の役割と取り組むべき行動

(1) 啓発活動

対 象	具 体 的 な 行 動
環境教育・環境学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆『もったいない思想』の普及に努め、エネルギーを浪費しない暮らしの情報発信 ◆環境活動に関わる様々な市民的な取り組みに対する積極的支援及び環境保全に関する市民の知識の向上と意識の高揚 ◆小中学校、PTA、地域の事業者、地域コミュニティー、高齢者学級などの教育の機会を活用した地域ぐるみの活動展開の推進と活動の主体となる人材の育成

(2) 率先的な行動

対 象	具 体 的 な 行 動
地球温暖化防止実行計画の確実な推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆省資源・省エネを推進する ◆廃棄物の排出量削減を推進する ◆グリーン購入を推進する ◆物部川流域3市（南国市、香南市、香美市）と3市内の機関・団体が構成した「チャレンジ！エコスタイル物部川流域協議会」が取り組んだ「チャレンジ 25 地域づくりモデル事業」での二酸化炭素排出量削減計画の着実な推進

(3) 市有施設、車両での取組

対 象	具 体 的 な 行 動
市有施設	<ul style="list-style-type: none"> ◆新規施設(学校、体育館保育所、公民館等)の省エネ化 ◆既存施設設備機器の省エネ改修 ◆市有施設からの温室効果ガス排出量の明示 ◆立体緑化（屋上緑化、壁面緑化）の導入 ◆雨水利用導入 ◆公園緑地の拡充 ◆道路緑地の拡充 ◆再生可能エネルギー(太陽光発電システム)の導入 ◆街路樹の整備
車両	<ul style="list-style-type: none"> ◆低公害車の導入を促進する ◆エコドライブを実施する

4. 市が行う施策

①市民への支援

市による情報発信

- ・ ライフスタイルや機器の運用の改善の情報発信
- ・ 広報や市ホームページ等での情報発信
- ・ 市補助金(住宅用太陽光発電システム設置補助金等)の情報発信
- ・ 関連団体(国の支援や補助金等)の情報発信

省エネルギー型ライフスタイルの普及啓発

- ・ 省エネライフスタイルの推奨
- ・ 冷暖房の設定温度の適正化
- ・ 地産地消の推進
- ・ 環境家計簿の導入
- ・ レジ袋削減運動の促進
- ・ 環境に優しい建築物の導入
- ・ 緑のカーテンなどの普及

省エネ機器の導入支援策

- ・ 住宅用太陽光発電システム設置補助金の継続
- ・ 家電機器の省エネタイプ導入誘導

公共交通機関・自転車の利用促進

- ・ 公共交通機関の整備と利用促進
- ・ 道路環境の整備を促進
- ・ 自転車の利用を促進
(電気自転車の導入促進、通勤での利用拡大を検討)
- ・ ICカード「ですか」の利用拡大

交通システムの改善

- ・ レイル・アンド・ライド等の導入を検討

環境学習

- ・ 環境学習の場の整備
生涯学習活動での環境学習の導入
市民対象の講座開設
- ・ 環境教材の整備
- ・ ホームページの充実・運営

学校での環境学習

- ・環境関連施設などを活用した体験型の学習促進
- ・環境学習の場の確保
小中学校での環境出前教室の開催
- ・環境学習のための教材の整備

4Rの推進

- ・ごみの減量
- ・ごみの分別の徹底
- ・資源ごみの回収

人材育成

- ・環境への負荷の少ない買い物をするグリーンシューマーの拡大
- ・高知県温暖化防止県民会議への参加と省エネ推進委員の育成

②事業者への支援

市による情報発信

- ・再生可能エネルギーの導入促進
- ・補助金等の情報提供

省エネ診断の取り組み支援

- ・省エネルギーセンターの実施する「省エネ診断」の実施促進
- ・「省エネ診断」での具体的改善策の検討
- ・省エネ機器の導入推進
- ・緑化推進のための支援検討

交通システムの改善

- ・輸送システム等について省エネを検討
- ・クリーンエネルギー自動車の積極的投入

4Rの推進

- ・事業所でのリサイクルシステムの確立
- ・事業系一般廃棄物と産業廃棄物の分別と適正な処理の推進

③市役所等市有施設での対策

啓発活動

- ・省エネ法に基づく「省エネルギー管理委員会」を設置し、省エネの徹底

率先的な行動

- ・省資源・省エネの推進
- ・木質バイオマスの利用促進
- ・小水力発電の促進
- ・廃棄物の排出量の削減
- ・グリーン購入の推進
- ・地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の目標達成

市有施設、車両での取組

- ・新規施設の省エネ化
- ・既存施設及び機器の省エネ改修
- ・緑化の導入
- ・低公害自動車の導入促進
- ・エコドライブの推進